

錦糸小学校 いじめ防止基本方針

1 錦糸小学校いじめ防止基本方針策定の意義

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものである。いじめ問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、児童たちが意欲をもち安心して学校生活を送れるように、いじめ防止に向けての対策を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切且つ速やかに解決するための「錦糸小学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの。」をいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

(2) いじめ問題への基本的な考え方

いじめは「どの学校でも、どのクラスでも、どの児童にも起こり得る」という認識をもち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定める。

- ア いじめを生まない、いじめを許さない学校をつくる。
- イ いじめられた児童の立場に立ち、組織的に守り通す。
- ウ 学校全体で組織的な取組により、いじめ問題に適切に対応する。
- エ 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

3 いじめ防止対策組織

本校では、校長の指揮の下、「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめ等のささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。同委員会は、校長・副校長・生活指導主任・養護教諭・生活指導部員・学級担任・関係教職員等で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー等と連携する。

いじめ・不登校対策委員会の役割

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施
- イ 具体的な取組に対する年間計画の作成・実行・修正
- ウ 教職員への共通理解と意識の啓発
- エ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- オ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

4 いじめ防止等に関する具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育の充実を図るとともに、体験活動などを推進し、相手を思いやる心を育てる。
- エ いじめ及びいじめの芽は家庭教育、地域教育の中でも起こりうることを認識し、授業、保護者会、学校行事等でいじめ防止の啓発を進めていく。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア アンケート調査（年3回）や教育相談を実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ 生活指導夕会等にて、各学級の様子や変化等を定期的に情報共有し、児童の変化を見逃さないようにするとともに、教職員全員が共通理解を図る。

(3) いじめに対する措置

- ア 「いつ・どこで・誰と・誰が・何をした」等を記録し、情報を客観的に捉え、事実確認を行う。
- イ いじめの発見・通報を受けた場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を中心に、速やかに組織的な対応する。
- ウ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- エ 加害者児童には教育的配慮の下、改善に向けての指導や支援、心的ケアを行う。
- オ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや児童相談所等の専門家や関係機関との連携の下で取り組む。
- カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、自分の問題として捉えられるようにし、いじめを生み出さない集団づくりを行う。

5 重大事態への対処

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

6 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル(P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N)で見直し、実行性のある取組となるように努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、「いじめ・不登校対策委員会」でいじめに関する取組の検証を行う。

7 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年3回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」は保護者へ配布するとともに、ホームページに掲載する。

いじめ防止に向けて取組における年間計画

墨田区立錦糸小学校

実施月	教職員	児童・保護者・地域
4月	・いじめ防止の年間計画・研修会内容立案	・いじめ防止授業①
5月	・いじめ問題校内研修会①	
6月	・教職員いじめ防止チェックリスト実施①	・SCによる教育相談（全員面接）
7月	・アンケート結果分析・検討 ・教育相談実施結果の情報共有会	・学校生活アンケート調査①
9月	・いじめ問題校内研修会②	・9/2 いじめ防止授業② 【いじめ防止授業地域公開講座】 ＝終了後、保護者会
10月	・前期の反省、後期に向けての取組	
11月	・教職員いじめ防止チェックリスト実施②	
12月	・アンケート結果・検討 ・学校評価取組アンケート(教職員)	・学校生活アンケート調査② ・学校評価取組アンケート(保護者)
1月	・取組評価アンケート結果検討 ・いじめ問題校内研修会③	・いじめ防止授業③
2月	・教職員いじめ防止チェックリスト実施 ・学校評価取りまとめ	
3月	・アンケート結果・検討 ・一年間の振り返り ・基本方針等の見直し	・学校生活アンケート③

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめ防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 設置者に重大事態の発生を報告
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童が自殺を気とした場合等)
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合等は、迅速に調査に着手)
- ※「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合」
- 墨田区教育委員会を通じて同区長へ事態を報告

学校の設置者が重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる。

●学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※組織の構成については、専門的知識及び経験を有志、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めることが求められる。
- ※第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。
- ※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

●いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※関係者の個人情報に十分配慮する。
- ※実施するアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

●調査結果を学校の設置者に報告(※設置者から同区長等に報告)

- ※いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の初見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

●調査結果を踏まえた必要な措置